

入 湯 税
特 別 徴 収
の 手 引 き



(R 7 .4.1 施行)

○はじめに

平素は、堺市税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鉱泉浴場を経営される方は、この手引きをご覧になり、入湯税の徴収や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力くださいますようよろしくお願いします。

○目次

第 1 入湯税の概要	1
第 2 税率.....	2
第 3 納税義務者.....	3
第 4 課税免除	3
第 5 申告等の手続き.....	5
第 6 更正の請求	7
第 7 延滞金	8
第 8 加算金	8
第 9 税務調査	8
第 10 様式集	9
第 11 記入例	12
第 12 よくある質問	14
第 13 参考資料（法令の規定）	15

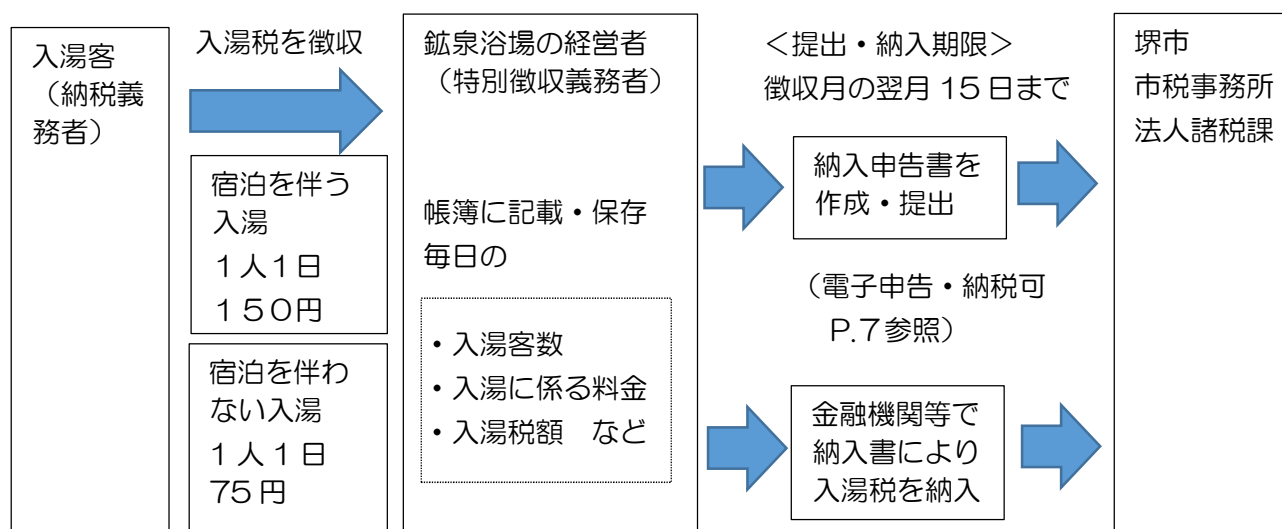
第1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、消防施設、観光の振興等に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場を利用される方に対し課税するものです。

1 堺市の制度の概要

項 目	内 容
納税義務者	鉱泉浴場を利用される方
税率	宿泊を伴う場合 1人1日につき、150円（1泊をもって1日とする） 宿泊を伴わない場合 1人1日につき、75円
課税されない方 （課税免除）	（1）12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （2）一般公衆浴場において入湯する者 （3）地方税法第292条第1項第10号に該当する障害者 （4）宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税相当額を除く。）として1,000円未満の額を負担する者 等 詳しくは、P3「第4 課税免除」をご覧ください。
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	鉱泉浴場を経営する方
その他の手続き	特別徴収の手続、様式の提出方法、帳簿の記載内容等については、P5「第5 申告等の手続き」をご覧ください。

2 入湯税納入の流れ



3 用語の説明

用 語	説 明
鉱泉浴場	原則として温泉法に規定する温泉を利用する浴場をいいます。ただし、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。 また、温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による温泉施設も、入湯税の課税の対象となります。
温泉	地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、温泉法第2条別表1に定められた温度（摂氏25度以上）又は別表2に定められた物質（総硫黄など）のうちいずれかを有するものをいいます。
一般公衆浴場	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令第4条の規定に基づき公衆浴場入浴料金の統制額が指定されている、いわゆる「銭湯」をいいます。
特別徴収	鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として指定し、その方に納税義務者から税金を徴収していただき、その税金を納入していただくことをいいます。
入湯に係る料金	入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、鉱泉浴場に入湯しようとする者が支払うべき料金（タオル、食事、休憩等入湯以外の費用が含まれている場合は当該費用を含む）であって、消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいいます。

第2 税率

1 宿泊を伴う入湯 1人1日につき、150円（1泊をもって1日とする）

2 宿泊を伴わない入湯 1人1日につき、75円

同一の鉱泉浴場において入湯する場合には、入湯回数にかかわらず、宿泊客は1泊につき、宿泊を伴わない日帰り客は1日につき、入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、鉱泉浴場ごとに課税されますが、入湯に係る料金を1回支払うことにより、複数の鉱泉浴場の入湯が可能である場合は、同一の鉱泉浴場への入湯とみなします。

① 宿泊とは

旅館業法又は住宅宿泊事業法に規定する施設を、寝具を使用して利用することをいいます。

② 宿泊を伴う入湯とは

原則として、鉱泉浴場の経営者が旅館業法に規定する営業者又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業者である施設（以下「宿泊施設」といいます。）に宿泊する者の当該鉱泉浴場における入湯をいいます。すなわち、鉱泉浴場経営者と宿泊施設経営者が同じ場合、宿泊を伴う入湯となりますので、経営（異動）申告書（様式第22号）提出時に申告してください。

なお、市内で鉱泉浴場と宿泊施設が別々に立地している場合などについては、課税要否について調査を行います。

③ デイユースについて

一度の滞在で2暦日にわたらない場合（いわゆる「デイユース」）については、宿泊に該当しません。

④ 宿泊を伴わず、複数日滞在を行う場合について

2 暦日にわたり継続して鉱泉浴場が設置された施設に滞在する場合の入湯については、滞在開始時刻の属する日をもって1日とし、宿泊を伴わない場合の税率を適用します。3 暦日目以降も継続して鉱泉浴場が設置された施設に滞在する場合の2 暦日を超える部分については、暦日ごとに入湯税が課されます。

第3 納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場（温泉施設）を利用される方です。鉱泉浴場が設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者を鉱泉浴場の利用をされた方とみなして入湯税を課します。ただし、個々の宿泊者の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、利用していない方に対しては入湯税を課しません。

第4 課税免除

堺市市税条例第8 6 条の2 に規定する、次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

1 12 歳に達する日以後の最初の3 月31 日までの間にある方

上記の年齢条件を満たしている場合は、課税が免除されます。

2 一般公衆浴場に入湯する方

「一般公衆浴場」とは、物価統制令の規定に基づき、都道府県知事が入浴料金を定めている、いわゆる「銭湯」をいいます。

3 地方税法第292 条第1 項第10 号に該当する障害者の方

(1) 以下のいずれかの手帳の交付を受けている方

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳

(2) (1) のほか、原子爆弾被爆者の方で、医療の給付を受けている方など

(課税免除の対象になるか不明な場合は、P.7 のお問い合わせ先までご連絡ください。)

4 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として1, 0 0 0 円未満の額を負担する方

入湯に係る料金とは、入場料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場を利用するために支払う料金（タオル、食事、休憩等入湯以外の費用が含まれている場合は当該費用を含みます。ただし、入湯のみに要する料金が明示され、かつ、当該料金での利用が可能である場合は当該料金をいいます。以下「利用料金」）のことをいいます。

宿泊を伴わない入湯のみの料金設定		入湯に係る料金となるもの
入湯のみの料金設定があり、 明示されている場合で、	実際に入湯のみの利用ができる場合	入湯のみの料金
	実際には入湯のみの利用ができない場合	入湯以外の費用を含めた 料金
入湯のみの料金設定がなく、入湯のみの利用ができない場合		料金

但し、以下のいずれかに該当する場合は、次に定める金額が入湯に係る料金となります。

(1) 延長料金等の追加料金が発生する場合

鉱泉浴場の一定時間以上の利用に延長料金等の追加料金が発生する場合は、利用料金に追加料金を加えた額が入湯に係る料金となります。

(2) 日によって異なる料金の設定を行っている場合

曜日又は期間（キャンペーン期間）等によって料金が異なる場合は、入湯する日の利用料金の額が入湯に係る料金となります。

(3) 回数券を利用する場合

販売額を当初の利用可能回数で除して得た金額が入湯に係る料金となります。

【例】1回の利用……1,000円 回数券（11枚綴り）…10,000円

回数券を利用してご利用される場合は、回数券1枚分の単価で判断します。

$10,000 \text{円} \div 11 \text{枚} = 1 \text{枚あたり約} 909 \text{円}$ となり、入湯に係る料金が1,000円未満になり、課税免除となります。

(4) 会員料金や定期券を使用する場合

会員料金の額や定期券の販売額を、最大利用可能回数又は日数で除した金額が入湯に係る料金となります。

(5) 割引券や無料券を使用する場合

その名称（「無料券」、「優待券」など）にかかわらず、実際に支払う額と入手に要した費用の合算額が入湯に係る料金となります。

(6) ポイントを利用する場合

ポイントを料金の値引きに充当する場合はポイント**利用「後」**の料金が入湯に係る料金となり、ポイントを現金同等のものとして支払いを行う場合、ポイント**利用「前」**の料金が入湯に係る料金となります。

【例】1回の利用が1,200円（10%税込では1,320円）で420円分のポイントを利用

①ポイントを値引きに充当する場合、支払うべき入湯に係る料金が780円（10%税抜き）となります。この場合、ポイント利用後の780円（10%税抜）が入湯に係る料金となるため、入湯税は課税免除となります。

②ポイントを現金同等のものとして支払いを行う場合、実際の支払は900円（10%税込）となります。この場合、ポイント利用前の1,200円（10%税抜）が入湯に係る料金となるため、入湯税が課税されます。

5 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者及び介添者

(1) 学校

「学校」とは、幼保連携型認定子ども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。いわゆる専門学校（専修学校、各種学校等）や海外の学校の生徒等は、学校行事であっても課税となります。

(2) 修学旅行その他の教育上の見地から行われる行事

「修学旅行その他の教育上の見地から行われる行事」とは、修学旅行など、教育課程に基づき行われる集団宿泊、野外活動等をいい、部活動は含みません。

(3) 引率者及び介添者

「引率者」とは、引率を行う教師等の学校関係者をいいます。「介添者」とは、心身の障害等により介助が必要な幼児等を介助する保護者や看護師等をいいます。旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

6 医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設若しくは社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設で市長が適当と認めるものにおいて入湯する者

該当施設については、鉱泉浴場経営（異動）申告書（様式第22号）において、「施設の種類」欄の「条例第86条の2第1項第6号に該当する施設」にチェックして申告してください。

第5 申告等の手続き

鉱泉浴場を経営する方は、入湯税について次の手続きが必要となります。電子申告・納付する場合は、P.7をご覧ください。また、様式の記入方法については、P.12以降の記入例をご覧ください。

1. 鉱泉浴場を経営する方に必要な手続き〔鉱泉浴場経営（異動）申告書（様式第22号）〕

次の（1）又は（2）の場合、鉱泉浴場経営（異動）申告書（P.9）を提出してください。堺市市税条例の規定により、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、鉱泉浴場経営（異動）申告書については、鉱泉浴場を経営する全ての方に提出していただく必要があります。

（1）新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに提出してください。

（2）休止、廃止その他申告した事項に異動がある場合

休止、廃止、経営されている方や施設の内容、入湯に係る料金など、これまでに申告いただいた内容に変更がある場合には、すみやかに提出してください。

また、鉱泉浴場経営（異動）申告書を提出する際は次の書類を添付してください。

＜添付書類＞

・温泉分析書の写し

・（「施設の利用区分」が宿泊を伴わない入湯の場合のみ）入湯に係る料金がわかる資料

※入湯に係る料金については、入湯と食事等とのいわゆるセット料金が設定されている場合や、平日と休日とでメニューや料金が異なる場合など、全てのプランの内容がわかる資料を添付してください。

2. 特別徴収を行っていただく方に必要な手続き

入湯税の徴収は、特別徴収の方法によって行っていただきます。特別徴収とは、地方税法及び堺市市税条例に基づき指定された特別徴収義務者の方（鉱泉浴場を経営する方）に、納税者から入湯税を徴収していただき、堺市に納入していただく方法です。

（１） 入湯税納入申告書【様式第２１号】の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収し、毎月 15 日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税納入申告書（P.10）を提出してください。

（２） 入湯税納入書による納入

納入金については、毎月 15 日までに入湯税納入申告書に記入した前月分の徴収税額を金融機関等を通じて入湯税納入書により納入してください。納付先金融機関については、堺市ホームページ

（<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/nofu/nofubasho/nofuhoho.html>）をご確認ください。

（３） 帳簿の作成及び保存

特別徴収義務者は、堺市市税条例の規定により、毎日の①入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税となる入湯客数、④入湯に係る料金、⑤入湯税額について、1 月ごとに帳簿を作成し、法定納期限の翌日から 7 年間保存してください。なお、様式の指定はありませんが、上記①～⑤の項目は必ず記載して下さい。

【保存期間の例】

10 月分（10 月 1 日～31 日分）の場合は、法定納期限（11 月 15 日）の翌日（11 月 16 日）から 7 年後の 11 月 15 日までとなります。

※ 求償権について

入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や納税義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合などにおきましては、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。

したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等に含めて申告・納入してください。

3. 提出先及び問い合わせ先

〒591-8037

堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3 番地 1

堺市 市税事務所 法人諸税課 総務諸税係

(アクセス)

TEL (072) 231-9741

FAX (072) 251-5631



最寄駅 JR 阪和線「三国ヶ丘」駅
南海高野線「三国ヶ丘」駅
南海バス「三国ヶ丘駅前」

(1) 郵便又は信書便での提出

上記宛先へ送付してください。申告書等の控用の返信を希望される場合は、返信用の封筒・切手を同封していただきますようお願いいたします。また、郵便又は信書便を利用された場合の提出日は、通信日付印の日付が提出日となります。

(2) e L T A X による提出

令和 5 年 1 0 月 1 6 日より、電子申告・納税が可能となりました。詳しくは、e L T A X のホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご確認ください。

第6 更正の請求

入湯税納入申告書に記載した課税標準や税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより税額が過大である場合は、地方税法第 20 条の 9 の 3 の規定により、法定納期限から 5 年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における法定納期限は、堺市市税条例第 86 条の 5 第 3 項に基づき、入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の 15 日となります。

第7 延滞金

法定納期限内に納入されない場合は、延滞金が課されます。

■延滞金の計算（令和6年中）

- | | |
|------------------------|--------|
| ① 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで | 年2. 4% |
| ② ①の翌日以降 | 年8. 7% |

第8 加算金

過少な申告をされた場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が、それぞれ次表のとおり課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算し、15%)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算し、20%)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき	納入すべき税額×5%

第9 税務調査

適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行っています。調査に際しては、関係する資料の提示等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

(2) 入湯税納入申告書

様式第21号

年 月 分 入湯税納入申告書 年 月 日			
堺市長 殿			
特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名 称） （代表者氏名） 電 話 番 号			
堺市市税条例第86条の5第3項の規定により、入湯税の納入について次のとおり申告します。			
入 湯 月	年 月	納 入 月	年 月
鉱泉浴場施設の所在地			
鉱泉浴場施設の名称			
		宿泊を伴う入湯	宿泊を伴わない入湯
① 前月中の入湯客数		人	人
課税免除となる入湯客数	② ①のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	人	人
	③ ①のうち地方税法第292条第1項第10号の障害者	人	人
	④ ①のうち入湯に係る料金が1,000円未満の者（※1）		人
	⑤ ①のうち修学旅行等の学校教育上の行事の参加者等（※2）	人	人
	⑥ 合計（②+③+④+⑤）	人	人
⑦ 課税となる入湯客数（①-⑥）		人	人
⑧ 税率（1人1日当たり（※3））		150円	75円
⑨ 入湯税額の small 小計（⑦×⑧）		Ⓐ 円	Ⓑ 円
⑩ 当月納入する入湯税額（Ⓐ+Ⓑ）		円	
摘要			

注意 この申告書は、前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出するとともに、その納入金（上記⑩）は、納入書によって納入してください。

- ※1 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として1,000円未満の額を負担するもの
- ※2 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者若しくは介添者
- ※3 宿泊を伴う場合は、1泊をもって1日とする。

(3) 入湯税納入書

点線に沿って切り取り、3枚合わせて金融機関又は郵便局へお持ちください。

印刷コード 271403 大阪府 堺市		入湯税領収証書(公)	
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署	
氏名又は名称			
年 月 日 1114		管理番号	
年 月 分		001 003 004 税 別 定	
入湯税額	01	円 千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	02		
中寄加算金	03		
重加算金	04		
合 計	05		
納期日	年 月 日	日 付 印	
上記のとおり領収しました。 この領収証書は裏面記載の金融機関等の領収日付印の押印により効力が生じます。		堺	
(納入者保管)			

印刷コード 271403 大阪府 堺市		入湯税納入書(公)	
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署	
氏名又は名称			
年 月 日 1114		管理番号	
年 月 分		001 003 004 税 別 定	
入湯税額	01	円 千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	02		
中寄加算金	03		
重加算金	04		
合 計	05		
納期日	年 月 日	日 付 印	
上記のとおり納入します。		堺	
(受入者保管)			

印刷コード 271403 大阪府 堺市		入湯税納入済通知書(公)	
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署	
氏名又は名称			
年 月 日 1114		管理番号	
年 月 分		001 003 004 税 別 定	
入湯税額	01	円 千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	02		
中寄加算金	03		
重加算金	04		
合 計	05		
納期日	年 月 日	日 付 印	
上記のとおり通知します。		堺	
(受入者一存書庫→三菱UFJ銀行堺支店→通知者保管)			

様式第22号

押印は不要です

- 1 この申告書は、経営の開始の場合はその前日までに、休止若しくは廃止の場合又は申告した事項（担当者に
関する事項を除く。）に異動があった場合は速やかに提出しなければなりません。
- 2 「施設の種類」欄及び「施設の利用区分」欄は、該当する項目全てにチェックを記入してください。
- 3 経営の開始又は申告した事項（担当者に関する事項を除く。）に異動があった場合は、次に掲げる書類を
添付してください。
 - (1) 温泉分析書の写し
 - (2) 入湯に係る料金の額が分かる資料（「施設の利用区分」が宿泊を伴わない入湯の場合に限る。）

(2) 入湯税納入申告書

様式第 2 2 号

令和〇〇年 4 月 分 入湯税納入申告書			
堺市長 殿		令和〇〇年 5 月 1 日	
特別徴収義務者 住所（所在地）堺市〇〇区〇〇町〇〇番地			
氏名（名 称）株式会社〇〇温泉旅館			
（代表者氏名）堺 太郎			
電話番号 0 7 2 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇			
堺市市税条例第 8 6 条の 5 第 3 項の規定により、入湯税の納入について次のとおり申告します			
入 湯 月	令和〇〇年 4 月 分	納 入 月	令和〇〇年 5 月
鉱泉浴場施設の所在地	堺市〇〇区〇〇町〇〇番地		
鉱泉浴場施設の名称	〇〇温泉旅館		
		宿泊を伴う入湯	宿泊を伴わない入湯
① 前月中の入湯客数		1, 0 0 0 人	3 0 0 人
課 税 免 除 と な る 入 湯 客 数	② ①のうち 1 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者	1 0 0 人	2 0 人
	③ ①のうち地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 0 号の障害者	2 0 人	1 0 人
	④ ①のうち入湯に係る料金が 1, 0 0 0 円未満の者（※ 1）		5 0 人
	⑤ ①のうち修学旅行等の学校教育上の行事の参加者等（※ 2）	3 0 0 人	4 0 人
	⑥ 合計（②+③+④+⑤）	4 2 0 人	1 2 0 人
⑦ 課税となる入湯客数（①-⑥）		5 8 0 人	1 8 0 人
⑧ 税率（1 人 1 日当たり（※ 3））		1 5 0 円	7 5 円
⑨ 入湯税額の small 計（⑦×⑧）		Ⓐ 8 7, 0 0 0 円	Ⓑ 1 3, 5 0 0 円
⑩ 当月納入する入湯税額（Ⓐ+Ⓑ）		1 0 0, 5 0 0 円	
摘 要			

押印は不要です

注意 この申告書は、前月中の入湯客について記載し、毎月 1 5 日までに提出するとともに、その納入金（上記⑩）は、納入書によって納入してください。

- ※ 1 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として 1, 0 0 0 円未満の額を負担するもの
- ※ 2 学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者若しくは介添者
- ※ 3 宿泊を伴う場合は、1 泊をもって 1 日とする。

※ 連泊する宿泊客は、宿泊期間中の 1 日ごとに計上してください。
（例）「1 人で 1 泊」の場合：「1 人」と記入 「1 人で 2 泊」の場合：「2 人」と記入

点線に沿って切り取り、3枚合わせて金融機関又は郵便局へお持ちください。

印刷コード 271403		大阪府		堺市	
入湯税領収証書(公)					
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 堺市〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇温泉旅館					
年度 〇〇	区 1114	市 〇	町 〇	番 〇	地 〇
〇〇年 3月 分		入湯税額 01 延滞金 02 重加算金 03 重加算金 04 合計 05			
納期日 〇〇年 4月 15日		上記のとおり領収します。 この領収証は裏面記載の金融機関等の領収印(印)により効力が生じます。			
(納入者宛)		(受入者宛)			

印刷コード 271403		大阪府		堺市	
入湯税納入書(公)					
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 堺市〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇温泉旅館					
年度 〇〇	区 1114	市 〇	町 〇	番 〇	地 〇
〇〇年 3月 分		入湯税額 01 延滞金 02 重加算金 03 重加算金 04 合計 05			
納期日 〇〇年 4月 15日		上記のとおり納入します。			
(納入者宛)		(受入者宛)			

印刷コード 271403		大阪府		堺市	
入湯税納入済通知書(公)					
口座番号 00980-5-960025		加入者 堺市会計管理署			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 堺市〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇温泉旅館					
年度 〇〇	区 1114	市 〇	町 〇	番 〇	地 〇
〇〇年 3月 分		入湯税額 01 延滞金 02 重加算金 03 重加算金 04 合計 05			
納期日 〇〇年 4月 15日		上記のとおり通知します。			
(納入者宛)		(受入者宛)			

Q1 宿泊利用されている方から、病気や怪我などにより浴場を利用していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A 1 鉱泉浴場が設置された宿泊施設におきましては、原則として、宿泊者の方は鉱泉浴場を利用された方とみなして、入湯税が課税されます。ただし、宿泊者の方個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握できる場合は、鉱泉浴場を利用していない方に対しては課税されません。

A 2 地方税法及び堺市市税条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月分の毎日の徴収すべき入湯税額その他必要な事項を記入した納入申告書を提出し、その納入金を納入しなければならない、とされています。

14

第13 参考資料（法令の規定）

1. 堺市市税条例(抜粋)

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第86条 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第86条の2 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき公衆浴場入浴料金の統制額が指定されているものをいう。）において入湯する者
- (3) 法第292条第1項第10号の障害者
- (4) 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として1,000円未満の額を負担するもの
- (5) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該行事における引率者若しくは介添者
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設若しくは社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設で市長が適当と認めるものにおいて入湯する者

（入湯税の税率）

第86条の3 入湯税の税率は、次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日（宿泊を伴う場合にあっては、1泊をもって1日とする。）につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 75円

（入湯税の徴収の方法）

第86条の4 入湯税の徴収は、特別徴収の方法による。

（入湯税の特別徴収の手続）

第86条の5 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第86条の6 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、速やかにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第86条の7 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯に係る料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 入湯税の特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに区分して作成し、第86条の5第3項に規定する納期限の翌日から起算して7年を経過する日までこれを保存しなければならない。

附 則（令和6年6月19日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第86条から第86条の3まで、第86条の6及び第86条の7の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年4月1日
- (2) (略)

2～5 (略)

（入湯税に関する経過措置）

6 新条例第86条の2及び第86条の3の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。次項において「施行日以後の入湯」という。）に対して入湯客に課する入湯税について適用し、施行日前の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を含む。次項において「施行日前の入湯」という。）に対して入湯客に課する入湯税については、なお従前の例による。

7 新条例第86条の7第2項の規定は、施行日以後の入湯に係る帳簿について適用し、施行日前の入湯に係る帳簿については、なお従前の例による。

8 (略)

2. 入湯税取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「条例」という。）に規定する入湯税の取扱いについて必要な事項を定める。

（条例第86条に規定する鉱泉浴場）

第2条 条例第86条に規定する鉱泉浴場とは、原則として温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を利用する浴場をいう。ただし、同項の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものを含む。

（条例第86条の2第2号に規定する一般公衆浴場において入湯する者）

第3条 条例第86条の2第2号に規定する一般公衆浴場において入湯する者とは、入湯に係る料金として同号の統制額（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第3条第1項ただし書きの許可を受けた場合は、当該許可を受けた額）を支払い当該浴場において入湯する者をいう。

（条例第86条の2第4号に規定する宿泊等）

第4条 条例第86条の2第4号及び第86条の3に規定する宿泊とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第2項に規定する宿泊をいう（以下本要綱において同じ。）。ただし、2暦日にわたらない宿泊（いわゆるデイクース）については、宿泊に該当しないものとする。

2 条例第86条の2第4号及び第86条の3第2号に規定する宿泊を伴わない入湯とは、次項に規定する宿泊を伴う入湯以外の入湯をいう。

3 条例第86条の3第1号に規定する宿泊を伴う入湯とは、原則として、鉱泉浴場の経営者が旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者又は住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者である施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する者の当該鉱泉浴場における入湯をいう。

（条例第86条の2第4号に規定する入湯に係る料金）

第5条 条例第86条の2第4号に規定する入湯に係る料金とは、入湯料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、入湯客が鉱泉浴場に入湯するために支払う料金（タオル、食事、休憩等入湯以外の費用が含まれている場合は当該費用を含む。ただし、入湯のみに要する料金が明示され、かつ、当該料金での利用が可能である場合は当該料金

をいう。以下「利用料金」という。)をいい、次の各号に掲げる場合は当該各号に定める額をいう。

- (1) 鉱泉浴場の一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合
利用料金に当該追加料金を加えた額
 - (2) 日によって異なる料金の設定を行っている場合 入湯する日の利用料金の額
 - (3) 回数券を使用する場合 当該回数券の販売額を当初の利用可能回数で除して得た額
 - (4) 会員料金又は定期券を使用する場合 当該会員料金の額又は当該定期券の販売額を最大利用可能回数又は日数で除して得た額
 - (5) 割引券、優待券、無料券等(以下「割引券等」という。)を使用する場合 当該割引券等の入手に要した費用の額と当該割引券等の使用による減額後の額の合計額
 - (6) 企業発行ポイントを使用する場合(利用料金から当該ポイント相当額を減額する場合に限る。) 当該ポイントの使用による減額後の額
 - (7) 共通ポイント又は企業発行ポイントを使用する場合(利用料金から当該ポイント相当額を減額する場合を除く。) 利用料金の額
- (条例第86条の2第5号に規定するその他学校教育上の見地から行われる行事等)

第6条 条例第86条の2第5号に規定するその他学校教育上の見地から行われる行事とは、教育課程に基づき行われる集団宿泊、野外活動等をいう。

2 条例第86条の2第5号に規定する引率者若しくは介添者とは、生徒等の引率を行う学校関係者や心身の障害等を有する生徒等を介添する者をいい、旅行業者の添乗員等を含まない。

(条例第86条の2第6号に規定する地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設)

第7条 条例第86条の2第6号に規定する地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設とは、地域住民の福祉の向上を図るため、本市、国、大阪府その他公共団体又は公共的団体が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設をいう。

(宿泊施設の鉱泉浴場における入湯)

第8条 宿泊施設の鉱泉浴場における入湯については、当該鉱泉浴場において入湯しないことが明らかな場合を除き、当該宿泊施設に宿泊する者を入湯客とみなして条例第86条の3第1号の税率を適用するものとする。

(2暦日以上にわたる宿泊を伴わない入湯)

第9条 鉱泉浴場が設置された施設における2暦日にわたる宿泊を伴わない入湯については、当該施設への滞在開始時刻の属する日1日の入湯とし、条例第86条の3第2号の税率を適用するものとする。

2 前項の場合において、3暦日目以降も継続して当該施設に滞在する場合の3暦日目以降の当該鉱泉浴場における入湯については、暦日ごとに入湯税を課し、条例第86条の3第2号の税率を適用するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、入湯税の取扱いについて必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後の入湯(同日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る同日の入湯を除く。)について適用する。

3. 地方税法(抄)

第4章 目的税

第4節 入湯税

(入湯税)

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

(1) 特別徴収義務者

(2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者

(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者

(3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。))において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。))に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。))が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。))に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第701条の9第2項の規定による決定があつた場合

(2) 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があつた場合

(3) 第701条の9第2項の規定による決定があつた後において同条第3項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。))において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについ

ての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額)が50万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定に該当する場合(同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。))において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。))又は重加算金(次条第3項において「不申告加算金等」という。))を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 市町村長は、第1項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

4. 地方税法施行令(抄)

第3章の4 入湯税

(法第701条の12第7項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第56条の12 法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

1 法第701条の12第7項に規定する納入申告書の提出があつた日の前日から起算して1年前の日までの間に、入湯税について、同条第2項第1号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第7項の規定の適用を受けていないとき。

2 前号に規定する納入申告書に係る納入すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日までに納入されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納入すべき税額に係る法第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 市町村長が当該納入申告書に係る納入について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該納入申告書の提出があつた日